

## 一般社団法人日本パラサイクリング連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	2023年に日本パラサイクリング連盟中長期基本計画を策定し、当連盟ホームページにて公表している。短期計画2023～2024年、中期計画2025～2027年、長期計画2028年の時期を設定し、その中でガバナンス、普及、強化、財務について計画を立てている。また、2024年4月～12月にかけて外部専門機関と協働し、2024年以降の中長期計画を策定する。	1.中長期基本計画 31.理事会議事録（20230307）
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	当連盟の組織及び事業規模に合わせ、組織運営及び業務遂行上、経済合理性を踏まえ、円滑に業務を遂行するのに必要な範囲で採用活動を行っていく。計画を進めていく中で全国組織へ拡大し、幅広く各地域の意見を募っていく予定。  事務局スタッフの人員補強は順調に進んでおり、それに伴う人件費の確保を図りながらさらに必要な人員を計画的に確保していく。2023年7月より役員を変更し、税務、法務などのスペシャリストも加わった。組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し、公表することを目標とする。	1.中長期基本計画
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	強化活動以外の普及活動などの資金のためにスポンサー企業の獲得、行政からの委託事業、日本財団、JKAなどの補助事業を活用していくことを推し進めていく。  また、自主財源確保のために2022年1月よりいわき市にて物販（自転車）の販売を行い財源確保に努める。  2022年に役員構成の変更を実施し、2024年4月～12月にかけて、外部機関と協働し中長期計画の策定を行っていく。そこで策定される中長期計画の中で、財務の健全性確保に関する計画を策定し、公表することを目標とする。	1.中長期基本計画 3.法人概要2024（スポンサー一覧） 4.決算報告書（第12期・令和5年） 40.スポンサーシップ管理規定
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	当連盟の役員選考規程第3条には、第1項「本法人は、本法人の役員について、女性役員、外部役員を積極的に選任するなど、多様性の確保に努める。」第2項「本法人は、本法人の理事会を構成する理事は、その25%以上を外部理事（前条第2項各号の要件をすべて満たす理事または法務、会計、ビジネス等の専門的知見の発揮を期待して任用される理事をいう。以下同じ）、その40%以上を女性理事とするよう努める。」とし、ガバナンスコードの趣旨に合う規程を置いている。  もっとも、当法人は理事3名による運営体制であり、40%以上を女性理事とする場合には3名中2名以上を女性理事としなければならない。そこで、2023年7月理事の変更に伴い1名の女性理事が就任、外部理事の条件もクリアした。また、監事にも女性の監事が就任した。今後、業務上必要である役員が発生した場合は女性や外部の方を意識しながら当連盟に加わってもらうようにする。	1.中長期基本計画 5.定款 6.役員名簿（2023年度） 7.役員選考規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	当連盟は一般社団法人であるため設置しない。	該当なし
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	アスリート委員会を設置している。強化指定選手全員で構成されている。2023年10月6日連盟から松本理事が参加しリモートにて実施した。内容について松本理事から強化スタッフ、理事会へ報告された。	32.アスリート委員会議事録
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	当連盟は、地方連盟を有しておらず、一般社団法人法上の社員も理事のみであり、登録会員をパラリンピックを目指す選手に限定しているなどの事情から、小規模な運営となっている。したがって、現時点における理事3名・監事2名の体制は、本団体の組織運営として適切な規模であると自己評価している。当連盟の規模で定期開催の案件は少なく、案件ごとに理事会を開催していた。  重要事項においては理事会にて決定。理事が少数であること、強化スタッフにも関わっていることから合宿時にすぐに話し合いをし、問題解決に努めてきた。	6.役員名簿
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	役員選考規定 第2条の(4) 就任時において、年齢が満70歳を下回っていること の規定に沿って役員等の新陳代謝を図っている。	7.役員選考規程
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	役員選考規定 第4条 本法人の理事は、連続して10年間を超えて理事に在任することができない の規定に沿って役員などの新陳代謝を図っている。  【例外措置または小規模団体配慮措置】	7.役員選考規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	役員候補者委員会の設置を検討中である。2025年3月末までに設置することを努力目標とする。	該当なし
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	各種規定を整備している。	7.役員選考規程 8.コンプライアンス規程 14.会計規則 15.就業規則 16.懲罰規程
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	各種規定を整備している。	5.定款 8.コンプライアンス規定 9.組織規程 10.事務局規程 11.役員事務局分掌規程 12.事務局分掌規程 13.文書取扱規程 14.会計規則 15.就業規則 16.懲罰規程
13	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	各種規定を整備している。	17.強化育成部会規定 18.強化スタッフ規定 19.JPCFクラス分け規則 20.パラサイクリング・アンチ・ドーピング規則
14	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	報酬規程3条、4条で規定している。	23.報酬規程 21.出張旅費規程
15	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	規定を整備している。	24.財産管理規定 22.寄付金受入規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
16	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべ きである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備 すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備 しているか	各種規定を整備しており、現状、項目15で記載した規程により財政的基盤を整えるよう努めている。補足欄に掲げられた規程については、今後、必要に応じて制定する。	該当なし
17	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべ きである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に 関する規程その他選手の権利保護に関す る規程を整備すること	強化指定選手指定基準、国際大会派遣選手選考基準を規定してる。 競技種目に応じてその都度選手選考を行い大会毎に選手の競技特性に合わせて選考を行う。 選考については常に選手に理解を得ながら進めていくこととしている。	25.強化指定選手基準 26.2024国際大会派遣選手選考基準
18	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべ きである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関 する規程を整備すること	当連盟は、独自の審判員制度を保有していない。パラサイクリングの競技はUCIに準じており、国 内においては日本自転車競技連盟に準じている。国外大会においてはUCIが、国内大会において は、自転車競技連盟が審判員を設置している。したがって、自転車競技連盟においてパラサイクリ ングの審判員も含んだ制度設計を行い、管轄している。	27.公認審判員規程
19	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべ きである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への 相談ルートを確認するなど、専門家に日 常的に相談や問い合わせをできる体制を 確保すること	弁護士と顧問契約を締結し、日常的に相談できるようにしている。2023年7月より2名いる監事のう ち1名に弁護士に就任してもらい内部にも日常的に相談できる体制を作っている。	33.法律顧問契約書
20	[原則4] コンプライア ンス委員会を設置すべ きである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運 営すること	コンプライアンス委員会を設置し運営しているが定期開催が出来ていない。今後は問題の有無に関 係なく年1回以上の定期開催を実施する予定である。委員の中には女性委員も配置している。	8.コンプライアンス規程 36.2024コンプライアンス委員会名簿
21	[原則4] コンプライア ンス委員会を設置すべ きである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に 弁護士、公認会計士、学識経験者等の有 識者を配置すること	弁護士を中心に連盟理事、スタッフ、日本自転車競技連盟理事にも委員会に参加してもらい公平な 判断ができるようにしている。日本自転車競技連盟パラサイクリング部会と連携している。	8.コンプライアンス規程 36.2024コンプライアンス委員会名簿
22	[原則5] コンプライア ンス強化のための教育 を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス 教育を実施すること	2024年はJPC主催のインテグリティ研修を各自が受講することで対応した。2025年3月までには 連盟主催の研修も開催する予定である。	該当なし
23	[原則5] コンプライア ンス強化のための教育 を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライア ンス教育を実施すること	2024年度はJPC主催のインテグリティ研修を各自が受講することで対応した。2025年3月まで は連盟主催の研修も開催する予定である。	該当なし
24	[原則5] コンプライア ンス強化のための教育 を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育 を実施すること	パラサイクリングはJCFで追加項目として受講、独自の審判資格はない。 ※日本自転車競技連盟の文章を引用 (ア) 令和元年度に、前述の沖縄総体における指導者向けパワーハラスメント防止に関する研修会 に、当該大会に執務する審判員を受講させ、審判員のコンプライアンスの向上を図った。 (イ) 今年度においては、審判員向けコンプライアンス研修の実施を検討してい たが、緊急事態宣言の再発により今年度の実施は断念し、社会情勢の改善状況を 踏まえ次年度以降に実施することとした。	該当なし

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	弁護士、税理士と顧問契約を締結し法律、税務、会計について相談できる体制を構築している。	33.法律顧問契約書 34.業務委嘱契約書（税理士）
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	定期的な顧問税理士による会計処理の適正・公正のチェックを適時受けている。監事は2名いる。以下のとおり、いずれも監事としての適性を備えていると評価している。  1名は、民間企業役員経験者である。もともと博報堂の役員を務めていた人物であり、コーポレート・ガバナンスの知見を有している。自転車競技には直接的な関わりのない独立性のある立場の人物である。  1名は、弁護士である。	6.役員名簿（2024年度） 14.会計規定 34.業務委嘱契約書（税理士）
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	法令、ガイドライン等を遵守して会計処理を実行している。	8.コンプライアンス規定 14.会計規定
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	当連盟ホームページに決算報告書を公示している。 <a href="https://jpcfweb.com/about-us/statement/">https://jpcfweb.com/about-us/statement/</a>	4.決算報告書（第12期・令和5年）
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	当連盟のホームページに強化指定選手指定基準、国際大会派遣選手選考基準を公示している	25.強化選手指定基準 26.2024国際大会派遣選手選考基準
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	当連盟のホームページにガバナンスコードの遵守状況に関する情報を公示している。	該当なし
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	利益相反ポリシーおよびこれに基づいた利益相反規程を策定し、これに基づいた対応を行っている。契約締結時には利益相反の有無を確認し、理事会で慎重な議論の末、決定している。	37.利益相反規程
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーを規定している。	28.利益相反ポリシー

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	通報窓口規定を整備し、連盟ホームページに通報窓口を設置し周知している。 選手、スタッフには設置していることは口頭で伝えている。	29.通報窓口規定
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	弁護士を中心に連盟内は構成されているが日本自転車競技連盟のパラサイクリング部会にも広く関わり有識者の意見を取り入れるようにしている。	33. 法律顧問契約書 34. 業務委嘱契約書（税理士）
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	懲罰規定にて違反行為、懲罰の種類、調査及び審議の手続きスポーツ仲裁機構の自動応諾について定めている。規程類については、当連盟のウェブサイト上に掲示し、周知している。	16.懲罰規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	処分審査を行うのは、理事会である（懲罰規定4条）。しかし、理事会のみでは中立性・専門性に乏しい場合も想定されるため、別途、コンプライアンス委員会を組織し（コンプライアンス委員会規程6条、コンプライアンス委員会名簿）、処分審査が発生する事案の場合は、連盟の顧問弁護士や理事以外の女性の連盟関係者を含むコンプライアンス委員会に諮問するような体制を整えている。また、処分審査が発生する事案の場合は、日本自転車競技連盟に相談できる体制も構築している。	16.懲罰規定 26.2024国際大会派遣選手選考基準
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	懲罰規定の中で仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めている。 2024国際大会派遣選手選考基準には不服申立選手選考に関する本連盟の決定に関する紛争は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める「スポーツ仲裁規則」に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする条項が定めてるため、自動応諾への条項へ見直す予定。	16.懲罰規定 26.2024国際大会派遣選手選考基準
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	懲罰規定第4条の2（自動応諾）2024年国際大会派遣選手選考基準不服申立に記載し、通知している。	16.懲罰規定 26.2024国際大会派遣選手選考基準
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	危機管理マニュアルを作成している。現在の危機管理マニュアルでは大項目に触れているだけで実際の現場の対応は難しいため、指示系統含めて自転車競技の特性に沿った詳細が分かる危機管理マニュアルを2025年3月までに作成する予定である。併せて事故対応時の組織図の作成も行う予定である。	30.危機管理マニュアル
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	顧問弁護士を中心とした体制を2025年3月までに整備予定である。 過去4年間に不祥事は発生していない。	30.危機管理マニュアル 33.法律顧問契約書

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	外部調査委員会を設置する場合は独立性・中立性・専門性を有する外部有識者を中心に構成する予定である。	16.懲罰規定
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	地方組織は設置していない。	該当なし
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	地方組織は設置していない。	該当なし